

新行革プラン(変更案) 新旧対照表

項目		現 行													
(3) 平成30年度までの財政フレーム(事業費ベース) (P6~7)	平成30年度までの財政フレーム(事業費ベース・現フレーム)														(単位:億円)
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	20~30計	
	県 税 等	8,250	8,070	6,370	6,530	6,680	6,780	6,910	7,050	7,240	7,410	7,600	7,780	78,420	
	地 方 交 付 税	3,650	3,790	4,350	4,420	4,350	4,410	4,510	4,550	4,540	4,570	4,570	4,590	48,650	
	国 庫 支 出 金	1,660	1,850	1,620	1,600	1,540	1,530	1,580	1,530	1,530	1,540	1,550	1,520	17,390	
	特 定 財 源	3,920	4,090	6,163	6,150	4,645	4,620	4,625	4,625	4,625	4,625	4,625	4,625	53,418	
	起 債	1,170	1,040	1,100	900	870	860	860	860	860	860	860	860	9,930	
	そ の 他 の 一 般 財 源	340	310	310	300	310	310	310	300	310	310	320	330	3,420	
	<b>歳 入 計 A</b>	<b>18,950</b>	<b>19,150</b>	<b>19,913</b>	<b>19,900</b>	<b>18,395</b>	<b>18,510</b>	<b>18,795</b>	<b>18,915</b>	<b>19,105</b>	<b>19,315</b>	<b>19,525</b>	<b>19,705</b>	<b>211,228</b>	
	人 件 費	6,340	6,090	5,940	5,820	5,750	5,720	5,760	5,720	5,700	5,650	5,640	5,660	63,450	
	公 債 費	2,420	2,420	2,580	2,820	2,930	3,100	2,960	2,850	2,770	2,860	2,760	2,770	30,820	
	県 税 交 付 金	2,070	1,970	950	910	930	940	960	970	990	1,010	1,040	1,060	11,730	
	行 政 経 費	総額	6,860	7,380	9,302	9,305	7,810	7,805	7,910	7,900	7,920	7,940	8,000	8,000	89,272
		特財	(3,400)	(3,720)	(5,802)	(5,810)	(4,290)	(4,300)	(4,300)	(4,300)	(4,300)	(4,300)	(4,300)	(4,300)	(49,722)
	投 資 的 経 費	総額	2,540	2,380	2,301	2,000	1,905	1,900	1,895	1,895	1,895	1,895	1,895	1,895	21,856
		起債	(1,170)	(1,040)	(1,100)	(900)	(870)	(860)	(860)	(860)	(860)	(860)	(860)	(860)	(9,930)
	補 助 事 業	金額	1,420	1,310	1,197	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	12,452
		起債	(500)	(470)	(510)	(460)	(460)	(460)	(460)	(460)	(460)	(460)	(460)	(460)	(5,120)
	単 独 事 業	金額	1,120	1,070	1,104	895	800	795	790	790	790	790	790	790	9,404
		起債	(670)	(570)	(590)	(440)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(4,800)
	新 規 事 業 財 源				30	30	30	30	30	30	30	30	30	270	
	<b>歳 出 計</b>	<b>20,230</b>	<b>20,235</b>	<b>21,073</b>	<b>20,890</b>	<b>19,380</b>	<b>19,490</b>	<b>19,515</b>	<b>19,375</b>	<b>19,315</b>	<b>19,395</b>	<b>19,375</b>	<b>19,425</b>	<b>217,498</b>	
	<b>歳入・歳出差引 収支不足額 A - B C</b>	<b>1,280</b>	<b>1,105</b>	<b>1,170</b>	<b>990</b>	<b>985</b>	<b>980</b>	<b>720</b>	<b>460</b>	<b>210</b>	<b>80</b>	<b>150</b>	<b>280</b>	<b>6,270</b>	
財 源 対 策 額 E + F + G + H D	1,280	1,105	1,025	940	905	830	645	325	85	35	245	335	5,245		
退 職 手 当 債 の 発 行 E	370	430	350	300	300	250	200	200	200				2,230		
行 革 推 進 債 の 発 行 F	290	350	300	250	250	250	200	200	200	200	200	200	2,400		
公 営 企 業 会 計 か ら の 借 入 G	120		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
県 債 管 理 基 金 の 取 崩 ( 追 加 積 立 ) H	500	325	375	390	355	330	245	75	315	235	445	335	615		
<b>要 調 整 額 C + D I</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>145</b>	<b>50</b>	<b>80</b>	<b>150</b>	<b>75</b>	<b>135</b>	<b>125</b>	<b>115</b>	<b>95</b>	<b>55</b>	<b>1,025</b>		
特 別 対 策			30										30		
行 革 推 進 債 の 発 行 J															
県 債 管 理 基 金 の 追 加 取 崩 K			115										115		
<b>特 別 対 策 計 J + K L</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>145</b>	<b>0</b>	<b>( 50)</b>	<b>( 80)</b>	<b>( 150)</b>	<b>( 75)</b>	<b>( 135)</b>	<b>( 125)</b>	<b>( 115)</b>	<b>( 95)</b>	<b>( 55)</b>		
<b>特 別 対 策 後 の 要 調 整 額 I + L M</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>( 50)</b>	<b>( 80)</b>	<b>( 150)</b>	<b>( 75)</b>	<b>( 135)</b>	<b>( 125)</b>	<b>( 115)</b>	<b>( 95)</b>	<b>( 55)</b>	<b>( 880)</b>		

1 H22年度以降に生じる要調整額については、毎年度の財政収支対策、歳入歳出改革を行う中で解消を図る。  
2 特別対策の実施により後年度に生じる2億円/年程度の追加負担は公債費欄に計上  
3 10億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある。

[参考] 要調整額について、追加の財源対策を講じない場合の各指標の見通し

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	20~30計
ブ ラ イ マ リ ー バ ラ ン ス	356	1	130	642	807	1,022	1,089	1,313	1,474	1,678	1,785	1,886	-
実 質 公 債 費 比 率 ( 単 年 度 ) %	18.9	21.8	23.7	23.4	22.9	24.3	24.3	23.8	22.4	21.5	19.2	18.0	-
震 災 関 連 基 金 活 用 除 き %	15.0	15.3	16.6	17.6	17.8	17.4	16.1	15.5	15.8	16.8	15.4	15.6	-
実 質 公 債 費 比 率 ( 3 か 年 平 均 ) %	20.2	20.1	21.5	23.0	23.3	23.5	23.8	24.1	23.5	22.6	21.0	19.5	-
震 災 関 連 基 金 活 用 除 き %	13.2	13.8	15.6	16.5	17.3	17.6	17.1	16.3	15.8	16.0	16.0	15.9	-
県 債 発 行 額	1,883	1,816	1,799	1,451	1,403	1,356	1,261	1,261	1,261	1,061	1,061	862	( 1,021)
県 債 残 高	33,592	34,430	35,557	34,953	34,186	33,235	32,378	31,647	30,952	29,971	29,105	28,030	( 5,562)
臨 時 財 政 対 策 債 、 減 収 補 て ん 債 除 き		33,615	33,520	32,957	32,230	31,347	30,559	29,896	29,269	28,357	27,559	26,552	-
県 債 残 高 ( 震 災 分 )	8,460	8,037	7,605	7,136	6,675	6,216	5,757	5,303	4,851	4,419	4,016	3,629	( 4,831)
県 債 残 高 ( 臨 財 債 除 き ) / 標 準 財 政 規 模 ( 倍 )	3.0	3.3	3.3	3.2	3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.5	2.4	2.3	-
将 来 負 担 比 率 %	361.7	374.3	384.5	385.9	379.6	369.8	359.4	346.3	333.2	313.3	295.1	276.5	-
震 災 関 連 県 債 残 高 除 き %	272.3	287.9	301.5	305.2	302.3	295.9	287.6	278.2	271.0	257.5	244.4	230.3	-
県 債 管 理 基 金 残 高	1,867	1,568	1,330	1,434	1,831	2,221	2,304	2,674	2,960	3,660	4,626	5,329	(3,462)
県 債 管 理 基 金 ル ー ル 積 立 額	870	1,053	1,187	1,271	1,411	1,611	1,554	1,529	1,467	1,524	1,566	1,592	-
県 債 管 理 基 金 取 崩 額	465	325	490	390	355	330	245						-
県 債 管 理 基 金 積 立 不 足 率 %	58.5	65.9	71.8	72.7	69.0	64.6	63.8	58.2	53.8	44.5	32.4	23.9	-
経 常 収 支 比 率 %	103.5	101.8	102.7	101.4	101.5	101.4	98.5	95.7	93.6	92.3	90.2	89.4	-
震 災 関 連 公 債 費 除 き %	96.3	95.5	96.4	95.0	95.3	95.3	92.6	89.9	87.9	86.9	85.2	84.6	-

新行革プラン(変更案) 新旧対照表

項目		変更案													
(3) 平成30年度までの財政フレーム(事業費ベース) (P6~7)	(3) 平成30年度までの財政フレーム(事業費ベース)	(単位:億円)													
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	20~30計	
	県 税 等	8,250	8,070	6,240	6,050	6,110	6,200	6,330	6,460	6,620	6,780	6,950	7,120	72,930	
	地 方 交 付 税 等	3,650	3,790	4,630	5,020	5,050	5,100	5,250	5,360	5,360	5,400	5,420	5,450	55,830	
	国 庫 支 出 金	1,660	1,850	2,780	1,730	1,800	1,790	1,820	1,740	1,740	1,760	1,770	1,740	20,520	
	特 定 財 源	3,920	4,090	5,870	6,960	6,440	6,170	5,980	5,830	5,730	5,650	5,590	5,550	63,860	
	起 債	1,170	1,040	1,285	930	860	850	840	790	790	790	790	790	9,760	
	そ の 他 の 一 般 財 源	340	310	330	270	290	290	300	280	290	290	300	310	3,260	
	歳 入 計 A	18,950	19,150	21,135	20,960	20,550	20,400	20,520	20,460	20,530	20,670	20,820	20,960	226,160	
	人 件 費	6,340	6,090	5,780	5,800	5,740	5,670	5,720	5,690	5,670	5,660	5,650	5,650	63,120	
	公 債 費	2,420	2,420	2,560	2,790	2,990	3,140	3,110	3,040	2,950	2,990	2,950	2,990	31,930	
	臨時財政対策債、減収補てん債除き	2,275	2,220	2,330	2,460	2,560	2,710	2,710	2,660	2,560	2,540	2,500	2,540	27,790	
	県 税 交 付 金	2,070	1,970	990	820	830	840	850	880	900	920	940	950	10,890	
	行 政 経 費	6,860	7,380	9,830	10,420	9,915	9,640	9,565	9,385	9,305	9,265	9,235	9,215	103,155	
	特財	(3,400)	(3,720)	(5,340)	(6,720)	(6,200)	(5,940)	(5,750)	(5,610)	(5,500)	(5,430)	(5,370)	(5,320)	(60,900)	
	投 資 的 経 費	2,540	2,380	2,830	2,021	1,965	1,950	1,915	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	22,130	
	起債	(1,170)	(1,040)	(1,260)	(930)	(860)	(850)	(840)	(790)	(790)	(790)	(790)	(790)	(9,730)	
	補 助 事 業	1,420	1,310	1,540	1,126	1,135	1,125	1,095	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	12,500	
	起債	(500)	(470)	(720)	(500)	(440)	(430)	(420)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(4,990)	
	単 独 事 業	1,120	1,070	1,290	895	830	825	820	780	780	780	780	780	9,630	
起債	(670)	(570)	(540)	(430)	(420)	(420)	(420)	(390)	(390)	(390)	(390)	(390)	(4,740)		
新 規 事 業 財 源					30	30	30	30	30	30	30	30	240		
歳 出 計 B	20,230	20,240	21,985	21,850	21,460	21,260	21,190	20,830	20,670	20,680	20,620	20,640	231,445		
歳入・歳出対策後の収支不足額 A - B C	1,280	1,105	850	890	910	860	670	370	140	10	200	320	5,285		
財 源 対 策 額 E + F + G + H D	1,280	1,105	850	890	855	830	645	325	85	35	245	335	4,970		
退 職 手 当 債 の 発 行 E	370	430	300	250	250	250	200	200	200	0	0	0	2,080		
行 革 推 進 債 の 発 行 F	290	350	240	250	250	250	200	200	200	200	200	0	2,340		
公 営 企 業 会 計 か ら の 借 入 G	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
県 債 管 理 基 金 の 取 崩 ( 追 加 積 立 ) H	500	325	310	390	355	330	245	75	315	235	445	335	550		
要 調 整 額 C + D I	0	0	0	0	55	30	25	45	55	45	45	15	315		

1 H23年度以降に生じる要調整額については、毎年度の財政収支対策、歳入歳出改革を行う中で解消を図る。  
 2 臨時財政対策債、減収補てん債は、交付税等欄に計上  
 3 災害復旧事業は除く  
 4 10億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある。

【参考】

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30 - 19
プライマリーバランス	226	40	6	454	840	964	1,123	1,514	1,648	1,829	2,020	1,966	2,192
実質公債費比率(単年度) %	18.9	21.0	23.1	23.1	23.1	24.5	24.2	24.0	22.6	21.5	20.1	18.0	0.9
震災関連県債除き %	15.0	14.6	16.1	17.8	18.3	18.0	17.0	16.3	16.3	17.3	16.8	16.3	1.3
実質公債費比率(3か年平均) %	20.2	19.9	21.0	22.4	23.1	23.5	23.9	24.2	23.6	22.7	21.4	19.9	0.3
震災関連県債除き %	13.2	13.5	14.8	15.7	17.4	18.0	17.7	17.1	16.5	16.6	16.8	16.8	3.6
県 債 発 行 額	1,883	1,853	1,829	1,447	1,359	1,351	1,240	1,191	1,191	991	991	791	1,092
県 債 残 高	33,592	34,455	36,210	37,628	36,803	35,930	35,037	34,129	33,319	32,166	31,037	29,905	3,687
臨時財政対策債、減収補てん債除き	33,592	33,651	33,973	33,533	32,781	31,977	31,154	30,317	29,593	28,554	27,541	26,527	7,065
県 債 残 高 ( 震 災 分 )	8,460	8,037	7,605	7,136	6,675	6,216	5,757	5,303	4,851	4,419	4,016	3,629	4,831
県債残高(臨財債除き)/標準財政規模(倍)	3.0	3.3	3.3	3.3	3.2	3.1	2.9	2.8	2.7	2.5	2.4	2.3	0.7
将 来 負 担 比 率 %	361.7	360.1	388.3	383.8	380.5	372.3	362.6	352.5	337.8	319.1	300.4	282.2	79.5
震災関連県債残高除き %	272.3	274.2	313.8	313.2	312.4	307.2	300.5	294.2	286.3	273.3	260.3	248.0	24.3
県 債 管 理 基 金 残 高	1,867	1,650	1,587	1,699	2,155	2,515	2,706	3,154	3,661	4,400	5,445	6,736	4,869
県 債 管 理 基 金 ル ー ル 積 立 額	870	1,054	1,194	1,324	1,507	1,645	1,601	1,589	1,554	1,625	1,671	1,627	757
県 債 管 理 基 金 取 崩 額	465	250	310	384	352	332	256	0	0	0	0	0	465
県 債 管 理 基 金 積 立 不 足 率	58.5	59.8	66.5	67.8	63.9	60.6	59.1	53.2	47.4	38.5	26.4	12.5	46.0
経 常 収 支 比 率 %	103.5	99.1	99.5	99.6	99.6	99.1	97.2	95.0	93.0	91.8	90.2	89.6	13.9
震災関連公債費除き %	96.3	93.0	93.4	93.4	93.5	93.1	91.4	89.4	87.5	86.5	85.3	84.9	11.4

県債残高は、地方財政調査方式で算定しており、事業の年度繰り越しに伴うものを含んでいる。

新行革プラン（変更案） 新旧対照表

項目	現 行	変 更 案
(3) 平成30年度までの財政フレーム（事業費ベース）（P6～7）	<p>（試算の前提）</p> <p>(1) 歳入            県税、その他の一般財源            H21年度当初予算×（経済成長率×1.1（弾性値））により試算            1 経済成長率 H22：1.3%、H23：2.0%、H24：1.4%、H25：1.8%、H26：1.9%、H27：2.4%、H28：2.2%、H29：2.3%、H30：2.2%            （過去25年間の全国及び本県の経済成長率の乖離を踏まえて、H21.1月の内閣府試算による経済成長率（順調回復シナリオ・消費税引き上げなし）に乖離率（0.85）を乗じて算定）            2 地方消費税清算特別会計の設置に伴い清算金収入・支出調整後に見直し            地方交付税            基準財政収入額：            H21年度当初予算をベースに各年度の県税等増加額の75%を加算して試算            なお、H21年度の地方財政計画及び本県の県税予算額との乖離を踏まえ、制度的に発行される減収補てん債相当額の75%をH22年度以降減額            基準財政需要額：            H21年度当初予算をベースに、「歳出・歳入一体改革」期間であるH23年度までは伸び率を見込まず、H24年度以降は歳出増加額に見合った伸び率（1.5%）を乗じて試算</p> <p>(2) 歳出            人件費            H21年度当初予算をベースに、退職手当を除く人件費（現員現給）を試算            歳出改革効果額を踏まえた上で、給与改定は「歳出・歳入一体改革」期間であるH23年度までは見込まず、その後は給与改定伸び率について、経済成長率等を勘案した率（1%）として試算            退職手当：H21年度当初予算時点で見込まれる定年退職者等をもとに試算            公債費            既発行分は償還計画に基づき、新規発行分は今後の発行見込額から試算            県税交付金            県税収入の推計値をもとに試算（地方消費税清算特別会計の設置に伴う県税交付金の減を反映）            行政経費            H21年度当初予算をベースに、措置費・医療費等の経費について 所要額を見込んで試算            投資的経費            H21年度以降の事業費総額について、下記に基づき試算</p> <p>ア 国庫補助事業            ・H20年度時点での、本県投資指数68.7と全国平均投資指数60.5との乖離幅を解消する投資水準を1,200億円とし、その乖離幅の解消に向け、毎年度段階的に削減            ・経済・雇用対策の実施に伴う、国補正予算事業の追加と後年度に予定した事業の前倒しを反映            ・道路特定財源の一般財源化に伴う地域活力基盤事業分について単独事業へ振替（H21～30：958億円）を反映</p> <p>イ 県単独事業            ・H20年度時点での、本県投資指数65.8と全国平均投資指数50.3との乖離幅を解消する投資水準を700億円とし、その乖離幅の解消に向け毎年度段階的に削減            ・経済・雇用対策の実施に伴う後年度に予定した事業の前倒しを反映            ・道路特定財源の一般財源化に伴う地域活力基盤事業分について補助事業から振替（H21～30：958億円）を反映</p>	<p>（試算の前提）</p> <p>(1) 歳入            県税、その他の一般財源            H22年度当初予算×（経済成長率×1.1（弾性値））により試算            経済成長率 H23：0.9%、H24：1.4%、H25：1.8%、H26：1.9%、H27：2.4%、H28：2.2%、H29：2.3%、H30：2.2%            ( ) H23年度の経済成長率            国の「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（H21.12月）で示されたH22経済成長率（名目）を踏まえ、H22（0.4%）とH24（1.6%）の中間水準（1.0%）の成長率に乖離率（0.85）を乗じて算定            ( ) H24年度以降の経済成長率            国の「新成長戦略（基本方針）」（H21.12月）で示された経済成長率では、各年度の数値が示されていないこと、また、年平均3%と旧フレーム見込の範囲内であることから、H21.1月の内閣府試算で示された経済成長率を引き続き適用</p> <p>地方交付税            基準財政収入額            H22年度当初予算をベースに各年度の県税等増加額の75%を加算して試算            基準財政需要額            H22年度当初予算をベースに、H23年度はH24年度以降の伸び率の1/2（0.75%）、H24年度以降は福祉関係経費など、歳出増加額に見合った伸び率（1.5%）を乗じて試算            雇用対策・地域資源活用臨時特例費はH22年度の措置として試算</p> <p>(2) 歳出            人件費            退職手当を除く人件費（現員現給）：H22年度当初予算をベースに、退職手当を除く人件費（現員現給）を試算            歳出改革効果額や近年の経済雇用状況を踏まえた上で、給与改定はH23年度までは見込まず、その後は給与改定伸び率について、経済成長率等を勘案した率（1%）として試算            退職手当：H22年度当初予算時点で見込まれる定年退職者等をもとに試算            公債費            既発行分は償還計画に基づき、新規発行分は今後の発行見込額から試算            県税交付金            県税収入の推計値をもとに試算            行政経費            H22年度当初予算をベースに、福祉関係経費などについて所要額を見込んで試算            投資的経費            H22年度以降の事業費総額について、下記に基づき試算 災害復旧事業は除く</p> <p>ア 国庫補助事業            H22年度            H22年度当初予算における国の公共事業等の見直しを踏まえ、旧フレームの範囲内において本県への配分見込み（1,035億円）を通常事業として、台風9号災害等関連事業（91億円）を加算            H23年度以降            H22年度の通常事業を基本とし、台風9号災害等関連事業を加算</p> <p>イ 県単独事業            H22年度            H21年度の投資事業のうち経済対策に伴う後年度事業の前倒し（121億円）を除いた額を通常事業とし、H22年度地方財政計画の伸び（85.0%）を勘案した水準を基本に、台風9号災害等関連事業（県単独緊急防災事業、県立学校耐震化事業、60億円）を加算            H23年度以降            通常事業についてはH23～25年度の間、本県投資指数と全国平均投資指数との乖離幅の解消に向けて段階的に削減。そのうえで、H21年度における経済対策のために行った事業の前倒しに係る後年度事業費の削減、台風9号災害等関連事業を加算</p> <p>(3) 要調整額            要調整額は、毎年度の歳入歳出改革、財政収支対策で解消されるものであるが、この試算では追加対策は講じないものとして試算している。</p>

新行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 案																																				
イ．給 与 (P27)	<p>1 特別職 行財政構造改革の趣旨を踏まえ、次の抑制措置を実施する。</p> <p>(1) 給料月額削減 (略) (2) 地域手当の見直し (略) (3) 期末手当の削減 (略) (4) 退職手当の削減 (略)</p> <p>2 一般職 行財政構造改革の趣旨と人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。</p> <p>(1) 給料の削減 (略) (2) 期末・勤勉手当の削減 (略) (3) 管理職手当の削減 (略) (4) 初任給基準の引下げ (略) (5) 昇格基準の見直し (略)</p> <p>3 毎年度の具体的内容 1及び2を基本に、社会経済情勢等の変化を踏まえ、毎年度具体的に定める。</p> <p>(参考)平成19年人事委員会勧告の取扱い 平成20年度以降の給与のベースとなる平成19年の人事委員会勧告の取扱いは、下記のとおりとした。</p> <p>給料表 平成20年度改定(勧告どおり) 扶養手当 平成20年度改定(勧告どおり) 勤勉手当 平成19年度(勧告+0.05月) 管理職 改定見送り 一般職 査定分見送り 標準分のみ+0.02月改定 平成20年度 +0.05月改定(勧告どおり)</p>	<p>1 特別職 行財政構造改革の趣旨を踏まえ、次の抑制措置を実施する。</p> <p>(1) 給料月額削減 (略) (2) 地域手当の見直し (略) (3) 期末手当の削減 (略) (4) 退職手当の削減 (略)</p> <p>2 一般職 行財政構造改革の趣旨と人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。</p> <p>(1) 給料の削減 (略) (2) 期末・勤勉手当の削減 (略) (3) 管理職手当の削減 (略) (4) 初任給基準の引下げ (略) (5) 昇格基準の見直し (略)</p> <p>3 毎年度の具体的内容 1及び2を基本に、社会経済情勢等の変化を踏まえ、毎年度具体的に定める。</p> <p>(参考)平成21年人事委員会勧告による引下げ(一般職)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給料表の平均 0.2%引下げ</li> <li>期末・勤勉手当の 0.35月引下げ(年間支給月数:4.5 4.15月)</li> <li>自宅に係る住居手当の 1,000円引下げ(月3,500円 月2,500円)</li> </ul> <p>[年収削減の状況(職員1人あたり)]</p> <table border="1" data-bbox="1757 1224 2665 1367"> <thead> <tr> <th></th> <th>勧告による削減額</th> <th>行革による削減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>27万円</td> <td>144万円</td> <td>171万円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>22万円</td> <td>95万円</td> <td>117万円</td> </tr> <tr> <td>全職員平均</td> <td>16万円</td> <td>32万円</td> <td>48万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)特別職・議員:期末手当の 0.25月の引下げ(年間支給月数:3.35 3.10月)</p> <p>[特別職の年収削減の状況]</p> <table border="1" data-bbox="1757 1509 2665 1614"> <thead> <tr> <th></th> <th>勧告に準じた削減額</th> <th>行革による削減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>40万円</td> <td>599万円</td> <td>639万円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>31万円</td> <td>392万円</td> <td>423万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[議員の年収削減の状況]</p> <table border="1" data-bbox="1757 1686 2665 1759"> <thead> <tr> <th></th> <th>勧告に準じた削減額</th> <th>行革による削減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議 員</td> <td>34万円</td> <td>111万円</td> <td>145万円</td> </tr> </tbody> </table>		勧告による削減額	行革による削減額	合 計	部長級	27万円	144万円	171万円	課長級	22万円	95万円	117万円	全職員平均	16万円	32万円	48万円		勧告に準じた削減額	行革による削減額	合 計	知 事	40万円	599万円	639万円	副知事	31万円	392万円	423万円		勧告に準じた削減額	行革による削減額	合 計	議 員	34万円	111万円	145万円
	勧告による削減額	行革による削減額	合 計																																			
部長級	27万円	144万円	171万円																																			
課長級	22万円	95万円	117万円																																			
全職員平均	16万円	32万円	48万円																																			
	勧告に準じた削減額	行革による削減額	合 計																																			
知 事	40万円	599万円	639万円																																			
副知事	31万円	392万円	423万円																																			
	勧告に準じた削減額	行革による削減額	合 計																																			
議 員	34万円	111万円	145万円																																			

新行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 案																																																																																					
<p>[事務事業] 私立高等学校生徒 授業料軽減補助 (P48)</p>	<p>私立高等学校生徒授業料軽減補助の見直し</p> <p>高等学校奨学資金貸与制度(所得基準：課税所得ベース2,950千円以下)より高い所得基準の上限(課税所得3,195千円以下)を改めるとともに、低所得層対策に重点化した授業料軽減単価の見直しを行う。</p> <p>1 見直し内容</p> <p>(1) 所得基準の上限が高等学校奨学資金貸与制度(課税所得ベース2,950千円以下)以下で、家計調査第 五分位(課税所得2,200千円以下)までとし、その下に同第 五分位(課税所得1,200千円以下)、県立高等学校半額免除相当の階層(課税所得600千円以下)を設ける。</p> <p>(2) 軽減単価については、生活保護世帯は措置費(県立高等学校授業料同額を別途措置)と合わせて全額免除になるよう、授業料の公私差額約180千円(私立約300千円 - 県立約120千円)とする。</p> <p>(3) その他の階層については、現行単価とのバランスに配慮しつつ、低所得層の負担軽減を図るため傾斜的に軽減単価を設定する。</p> <p>(4) 見直しにあたっては、学年進行により段階的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="489 1186 1231 1417"> <thead> <tr> <th>軽減単価</th> <th colspan="2">所得基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>183千円</td> <td colspan="2">生活保護受給世帯</td> </tr> <tr> <td>150千円</td> <td rowspan="4">課税総所得金額</td> <td>0円 (年収2,627千円以下)</td> </tr> <tr> <td>75千円</td> <td>600千円以下 (年収3,579千円以下)</td> </tr> <tr> <td>50千円</td> <td>1,200千円以下 (年収4,310千円以下)</td> </tr> <tr> <td>30千円</td> <td>2,200千円以下 (年収5,720千円以下)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(軽減単価の考え方)</p> <table border="0" data-bbox="549 1501 1394 1711"> <tr> <td>生活保護世帯(現行どおり)</td> <td>授業料の公私差額(現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>課税所得 0円世帯(現行どおり)</td> <td>私学授業料の1/2</td> </tr> <tr> <td>同 600千円以下世帯</td> <td>私学授業料の1/4</td> </tr> <tr> <td>同 1,200千円以下世帯</td> <td>私学授業料の1/6</td> </tr> <tr> <td>同 2,200千円以下世帯</td> <td>私学授業料の1/10</td> </tr> </table> <p>2,200千円以上の世帯は、別途、高等学校奨学資金貸与制度で対応</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	軽減単価	所得基準		183千円	生活保護受給世帯		150千円	課税総所得金額	0円 (年収2,627千円以下)	75千円	600千円以下 (年収3,579千円以下)	50千円	1,200千円以下 (年収4,310千円以下)	30千円	2,200千円以下 (年収5,720千円以下)	生活保護世帯(現行どおり)	授業料の公私差額(現行どおり)	課税所得 0円世帯(現行どおり)	私学授業料の1/2	同 600千円以下世帯	私学授業料の1/4	同 1,200千円以下世帯	私学授業料の1/6	同 2,200千円以下世帯	私学授業料の1/10	<p>私立高等学校等生徒授業料軽減補助の見直し</p> <p>平成 22 年度に創設される国の就学支援金に県単独加算により、低所得世帯に重点化した授業料軽減のための助成を行う。</p> <p>1 見直し内容</p> <p>(1) 国の就学支援金制度 私立高等学校等に在籍する全ての生徒に118,800円を支給 年収250～350万円未満程度の世帯には1.5倍額(178,200円)を支給 年収250万円未満程度の世帯には2倍額(237,600円)を支給 私立専修学校及び各種学校(高等学校の課程に類する課程を置くもの)も対象</p> <p>(2) 県の単独加算の見直し 年収 250 万円未満世帯については、国の就学支援金と併せ、授業料の実質無償化を図るため、県内平均授業料(約 31 万円)相当額を補助 生活保護世帯については、全国平均授業料(約 36 万円)まで増額 その他の階層については、国の就学支援金の所得の階層別助成額の逓減割合に準拠して補助 なお、県の単独加算分は、各学校の授業料を上限とする。</p> <p>(3) 対象生徒及び補助受給単価 ・私立高等学校県内校通学者 ・私立高等学校県外校通学者 ・私立専修学校及び各種学校(高等学校の課程に類する課程を置くもの)県内校通学者 平成22年度の補助受給単価 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="1647 1186 2656 1764"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層別の 所得基準</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">補助受給額</th> </tr> <tr> <th>県内高校</th> <th>県外高校 (県内私立高校 通学者の 1/2)</th> <th>専修学校等 (県内私立高校 通学者の 1/2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生活保護世帯</td> <td>県加算</td> <td>120,000</td> <td>60,000</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>237,600</td> <td>237,600</td> <td>237,600</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>357,600</td> <td>297,600</td> <td>297,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">年収 2,500 千円 未 満 程 度</td> <td>県加算</td> <td>70,000</td> <td>35,000</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>237,600</td> <td>237,600</td> <td>237,600</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>307,600</td> <td>272,600</td> <td>272,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">年収 3,500 千円 未 満 程 度</td> <td>県加算</td> <td>50,000</td> <td>25,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>178,200</td> <td>178,200</td> <td>178,200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>228,200</td> <td>203,200</td> <td>203,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">年収 5,700 千円 未 満 程 度</td> <td>県加算</td> <td>30,000</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>118,800</td> <td>118,800</td> <td>118,800</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>148,800</td> <td>133,800</td> <td>133,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>階層別所得基準は、国の就学支援制度に準拠</p> <p>2 実施時期 平成 22 年度</p>	階層別の 所得基準		補助受給額			県内高校	県外高校 (県内私立高校 通学者の 1/2)	専修学校等 (県内私立高校 通学者の 1/2)	生活保護世帯	県加算	120,000	60,000	60,000	国	237,600	237,600	237,600	合計	357,600	297,600	297,600	年収 2,500 千円 未 満 程 度	県加算	70,000	35,000	35,000	国	237,600	237,600	237,600	合計	307,600	272,600	272,600	年収 3,500 千円 未 満 程 度	県加算	50,000	25,000	25,000	国	178,200	178,200	178,200	合計	228,200	203,200	203,200	年収 5,700 千円 未 満 程 度	県加算	30,000	15,000	15,000	国	118,800	118,800	118,800	合計	148,800	133,800	133,800
軽減単価	所得基準																																																																																						
183千円	生活保護受給世帯																																																																																						
150千円	課税総所得金額	0円 (年収2,627千円以下)																																																																																					
75千円		600千円以下 (年収3,579千円以下)																																																																																					
50千円		1,200千円以下 (年収4,310千円以下)																																																																																					
30千円		2,200千円以下 (年収5,720千円以下)																																																																																					
生活保護世帯(現行どおり)	授業料の公私差額(現行どおり)																																																																																						
課税所得 0円世帯(現行どおり)	私学授業料の1/2																																																																																						
同 600千円以下世帯	私学授業料の1/4																																																																																						
同 1,200千円以下世帯	私学授業料の1/6																																																																																						
同 2,200千円以下世帯	私学授業料の1/10																																																																																						
階層別の 所得基準		補助受給額																																																																																					
		県内高校	県外高校 (県内私立高校 通学者の 1/2)	専修学校等 (県内私立高校 通学者の 1/2)																																																																																			
生活保護世帯	県加算	120,000	60,000	60,000																																																																																			
	国	237,600	237,600	237,600																																																																																			
	合計	357,600	297,600	297,600																																																																																			
年収 2,500 千円 未 満 程 度	県加算	70,000	35,000	35,000																																																																																			
	国	237,600	237,600	237,600																																																																																			
	合計	307,600	272,600	272,600																																																																																			
年収 3,500 千円 未 満 程 度	県加算	50,000	25,000	25,000																																																																																			
	国	178,200	178,200	178,200																																																																																			
	合計	228,200	203,200	203,200																																																																																			
年収 5,700 千円 未 満 程 度	県加算	30,000	15,000	15,000																																																																																			
	国	118,800	118,800	118,800																																																																																			
	合計	148,800	133,800	133,800																																																																																			

新行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 案																																																																																																																				
イ．投資事業 (P70～74)	<p>1 事業費総額の見直し                      本県の平成2・3年度の間水準に平成20年度までの地方財政計画の伸びを反映させた水準まで事業費総額を抑制する。                      さらに、平成20年度から30年度までの行革期間中の効果額約2,000億円を維持することを前提に、本県の投資水準と全国平均投資水準との乖離を段階的に解消する。</p> <p>(1) 国庫補助事業                      平成20年度の事業費総額：1,340億円                      平成20年度の経済・雇用対策のための追加事業：40億円                      平成21年度以降の事業費総額                      ア 平成20年度時点での、本県投資指数68.7と全国平均投資指数60.5との乖離幅を解消する投資水準を1,200億円とし、その乖離幅の解消に向け、毎年度段階的に削減する。                      イ 経済・雇用対策として後年度に予定した事業の前倒しを実施する。                      ウ 道路特定財源の一般財源化に伴う地域活力基盤事業分について単独事業へ振替(H21～30：958億円)を実施する。</p> <p>[各年度の事業費総額] (単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="445 997 1617 1228"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">H20</th> <th colspan="2">H21</th> <th rowspan="2">H22</th> <th rowspan="2">H23</th> <th rowspan="2">H24</th> <th rowspan="2">H25</th> <th rowspan="2">H26～30</th> <th rowspan="2">H21～30計</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>補正</th> <th>当初</th> <th>+</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧フレーム</td> <td>1,340</td> <td>-</td> <td>1,270</td> <td>1,270</td> <td>1,230</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200/年</td> <td>12,100</td> </tr> <tr> <td>前倒し</td> <td>-</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>70</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0/年</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>単独への振替</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>103</td> <td>103</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95/年</td> <td>958</td> </tr> <tr> <td>事業費総額</td> <td>1,340</td> <td>40</td> <td>1,197</td> <td>1,237</td> <td>1,105</td> <td>1,105</td> <td>1,105</td> <td>1,105</td> <td>1,105/年</td> <td>11,142</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H20		H21		H22	H23	H24	H25	H26～30	H21～30計	当初	補正	当初	+	旧フレーム	1,340	-	1,270	1,270	1,230	1,200	1,200	1,200	1,200/年	12,100	前倒し	-	40	30	70	30	0	0	0	0/年	0	単独への振替	-	-	103	103	95	95	95	95	95/年	958	事業費総額	1,340	40	1,197	1,237	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105/年	11,142	<p>1 事業費総額の見直し                      本県の平成2・3年度の間水準に平成20年度までの地方財政計画の伸びを反映させた水準まで事業費総額を抑制する。                      さらに、平成20年度から30年度までの行革期間中の効果額約2,000億円を維持することを前提に、本県の投資水準と全国平均投資水準との乖離を段階的に解消する。</p> <p>(1) 国庫補助事業                      平成20年度の事業費総額：1,310億円</p> <p>平成21年度の事業費総額：1,540億円                      うち 経済危機対策(5月補正) 394億円                      台風9号災害等関連(9月補正) 42億円</p> <p>平成22年度の事業費総額：1,126億円                      平成22年度当初予算における国の公共事業等の見直しを踏まえ、旧フレーム(1,105億円)の範囲内において、本県への配分見込み(1,035億円)を通常事業とし、台風9号災害等関連事業(91億円)を加算する。                      平成23年度以降の事業費総額                      平成22年度の通常事業を基本とし、台風9号災害等関連事業を加算する。</p> <p>[各年度の事業費総額] (単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="1676 997 2819 1228"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">H20</th> <th rowspan="2">H21</th> <th rowspan="2">H22</th> <th rowspan="2">H23</th> <th rowspan="2">H24</th> <th rowspan="2">H25</th> <th rowspan="2">H26～30</th> <th rowspan="2">H21～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業</td> <td>当初計画</td> <td>1,340</td> <td>1,197</td> <td>1,035</td> <td>1,035</td> <td>1,035</td> <td>1,035</td> <td>1,035/年</td> <td>10,512</td> </tr> <tr> <td></td> <td>追加補正</td> <td>30</td> <td>93</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0/年</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>H21.5経済対策</td> <td>-</td> <td>394</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0/年</td> <td>394</td> </tr> <tr> <td>台風9号災害等関連</td> <td>-</td> <td>42</td> <td>91</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>60</td> <td>0/年</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td>事業費総額</td> <td>1,310</td> <td>1,540</td> <td>1,126</td> <td>1,135</td> <td>1,125</td> <td>1,095</td> <td>1,035/年</td> <td>11,196</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 災害復旧事業を除く                      2 H20、21の追加補正には、事業費の確定に伴う年間の増減を含めている</p>	区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26～30	H21～30計	通常事業	当初計画	1,340	1,197	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035/年	10,512		追加補正	30	93	-	-	-	-	0/年	93	H21.5経済対策	-	394	-	-	-	-	-	0/年	394	台風9号災害等関連	-	42	91	100	90	60	0/年	383	事業費総額	1,310	1,540	1,126	1,135	1,125	1,095	1,035/年	11,196
区 分	H20		H21		H22	H23							H24	H25	H26～30	H21～30計																																																																																																						
	当初	補正	当初	+																																																																																																																		
旧フレーム	1,340	-	1,270	1,270	1,230	1,200	1,200	1,200	1,200/年	12,100																																																																																																												
前倒し	-	40	30	70	30	0	0	0	0/年	0																																																																																																												
単独への振替	-	-	103	103	95	95	95	95	95/年	958																																																																																																												
事業費総額	1,340	40	1,197	1,237	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105/年	11,142																																																																																																												
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26～30	H21～30計																																																																																																														
									通常事業	当初計画	1,340	1,197	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035/年	10,512																																																																																																				
	追加補正	30	93	-	-	-	-	0/年	93																																																																																																													
H21.5経済対策	-	394	-	-	-	-	-	0/年	394																																																																																																													
台風9号災害等関連	-	42	91	100	90	60	0/年	383																																																																																																														
事業費総額	1,310	1,540	1,126	1,135	1,125	1,095	1,035/年	11,196																																																																																																														

新行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 案																																																																																																																																															
イ．投資事業 (P70～74)	<p>(2) 県単独事業                      平成20年度の事業費総額：1,040億円                      平成20年度の経済・雇用対策のための追加事業：39億円                      ・事業費39億円（地域活性化交付金35億円、事業の前倒し4億円）                      平成21年度以降の事業費総額                      ア 平成20年度時点での、本県投資指数65.8と全国平均投資指数50.3との乖離幅を解消する投資水準を700億円とし、その乖離幅の解消に向け毎年度段階的に削減する。                      イ 経済・雇用対策として後年度に予定した事業の前倒しを実施する。                      ウ 道路特定財源の一般財源化に伴う地域活力基盤事業分について補助事業から振替(H21～30：958億円)を実施する。</p>	<p>(2) 県単独事業                      平成20年度の事業費総額：1,070億円                       平成21年度の事業費総額：1,290億円                      うち 経済危機対策（5月補正） 132億円（後年度事業の前倒し分91億円）                      台風9号災害等関連（9月補正）1億円                      平成22年度の事業費総額：895億円                      平成21年度の投資事業のうち経済対策に伴う後年度事業の前倒し（121億円）を除いた額を通常事業とし、平成22年度地方財政計画の伸び（85.0%）を勘案した水準を基本に、台風9号災害等関連事業（県単独緊急防災事業、県立学校耐震化事業、60億円）を加算する。                      平成23年度以降の事業費総額                      通常事業については平成23～25年度の間、本県投資指数と全国平均投資指数との乖離幅の解消に向けて段階的に削減。そのうえで、平成21年度における経済対策のために行った事業の前倒しに係る後年度事業費の削減、台風9号災害等関連事業を加算する。</p>																																																																																																																																															
	<p>[各年度の事業費総額] (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">H20</th> <th colspan="2">H21</th> <th rowspan="2">H22</th> <th rowspan="2">H23</th> <th rowspan="2">H24</th> <th rowspan="2">H25</th> <th rowspan="2">H26～30</th> <th rowspan="2">H21～30計</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>補正</th> <th>当初</th> <th>+</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧フレーム</td> <td>1,040</td> <td>-</td> <td>880</td> <td>880</td> <td>810</td> <td>760</td> <td>730</td> <td>700</td> <td>700/年</td> <td>7,380</td> </tr> <tr> <td>前倒し</td> <td>-</td> <td>(4)39</td> <td>121</td> <td>160</td> <td>10</td> <td>55</td> <td>30</td> <td>5</td> <td>5/年</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>補助からの振替</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>103</td> <td>103</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95/年</td> <td>958</td> </tr> <tr> <td>事業費総額</td> <td>1,040</td> <td>39</td> <td>1,104</td> <td>1,143</td> <td>895</td> <td>800</td> <td>795</td> <td>790</td> <td>790/年</td> <td>8,334</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H20		H21		H22	H23	H24	H25	H26～30	H21～30計	当初	補正	当初	+	旧フレーム	1,040	-	880	880	810	760	730	700	700/年	7,380	前倒し	-	(4)39	121	160	10	55	30	5	5/年	0	補助からの振替	-	-	103	103	95	95	95	95	95/年	958	事業費総額	1,040	39	1,104	1,143	895	800	795	790	790/年	8,334	<p>[各年度の事業費総額] (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H20</th> <th rowspan="2">H21</th> <th rowspan="2">H22</th> <th rowspan="2">H23</th> <th rowspan="2">H24</th> <th rowspan="2">H25</th> <th rowspan="2">H26</th> <th rowspan="2">H27</th> <th rowspan="2">H28～30</th> <th rowspan="2">H21～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業</td> <td>当初計画</td> <td>1,040</td> <td>1,104</td> <td>835</td> <td>800</td> <td>795</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>790/年</td> <td>8,274</td> </tr> <tr> <td></td> <td>追加補正</td> <td>30</td> <td>53</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0/年</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>H21.5経済対策</td> <td></td> <td>-</td> <td>132</td> <td>-</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10/年</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち後年度事業前倒し</td> <td>-</td> <td>91</td> <td>-</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10/年</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>台風9号災害等関連</td> <td></td> <td>-</td> <td>1</td> <td>60</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0/年</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>事業費総額</td> <td></td> <td>1,070</td> <td>1,290</td> <td>895</td> <td>830</td> <td>825</td> <td>820</td> <td>780</td> <td>780</td> <td>780/年</td> <td>8,561</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28～30	H21～30計	通常事業	当初計画	1,040	1,104	835	800	795	790	790	790	790/年	8,274		追加補正	30	53	-	-	-	-	-	-	0/年	53	H21.5経済対策		-	132	-	14	14	14	10	10	10/年	41		うち後年度事業前倒し	-	91	-	14	14	14	10	10	10/年	0	台風9号災害等関連		-	1	60	44	44	44	-	-	0/年	193	事業費総額		1,070	1,290	895	830	825	820	780	780	780/年	8,561
区 分	H20		H21		H22	H23							H24	H25	H26～30	H21～30計																																																																																																																																	
	当初	補正	当初	+																																																																																																																																													
旧フレーム	1,040	-	880	880	810	760	730	700	700/年	7,380																																																																																																																																							
前倒し	-	(4)39	121	160	10	55	30	5	5/年	0																																																																																																																																							
補助からの振替	-	-	103	103	95	95	95	95	95/年	958																																																																																																																																							
事業費総額	1,040	39	1,104	1,143	895	800	795	790	790/年	8,334																																																																																																																																							
区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28～30	H21～30計																																																																																																																																						
												通常事業	当初計画	1,040	1,104	835	800	795	790	790	790	790/年	8,274																																																																																																																										
	追加補正	30	53	-	-	-	-	-	-	0/年	53																																																																																																																																						
H21.5経済対策		-	132	-	14	14	14	10	10	10/年	41																																																																																																																																						
	うち後年度事業前倒し	-	91	-	14	14	14	10	10	10/年	0																																																																																																																																						
台風9号災害等関連		-	1	60	44	44	44	-	-	0/年	193																																																																																																																																						
事業費総額		1,070	1,290	895	830	825	820	780	780	780/年	8,561																																																																																																																																						
	<p>[各年度の事業費総額(補助+単独)] (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">H20</th> <th colspan="2">H21</th> <th rowspan="2">H22</th> <th rowspan="2">H23</th> <th rowspan="2">H24</th> <th rowspan="2">H25</th> <th rowspan="2">H26～30</th> <th rowspan="2">H21～30計</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>補正</th> <th>当初</th> <th>+</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧フレーム</td> <td>2,380</td> <td>-</td> <td>2,150</td> <td>2,150</td> <td>2,040</td> <td>1,960</td> <td>1,930</td> <td>1,900</td> <td>1,900/年</td> <td>19,480</td> </tr> <tr> <td>前倒し</td> <td>-</td> <td>(4)79</td> <td>151</td> <td>230</td> <td>40</td> <td>55</td> <td>30</td> <td>5</td> <td>5/年</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>補助・単独の振替</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0/年</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事業費総額</td> <td>2,380</td> <td>79</td> <td>2,301</td> <td>2,380</td> <td>2,000</td> <td>1,905</td> <td>1,900</td> <td>1,895</td> <td>1,895/年</td> <td>19,476</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H20		H21		H22	H23	H24	H25	H26～30	H21～30計	当初	補正	当初	+	旧フレーム	2,380	-	2,150	2,150	2,040	1,960	1,930	1,900	1,900/年	19,480	前倒し	-	(4)79	151	230	40	55	30	5	5/年	0	補助・単独の振替	-	-	0	0	0	0	0	0	0/年	0	事業費総額	2,380	79	2,301	2,380	2,000	1,905	1,900	1,895	1,895/年	19,476	<p>[各年度の事業費総額(補助+単独)] (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H20</th> <th rowspan="2">H21</th> <th rowspan="2">H22</th> <th rowspan="2">H23</th> <th rowspan="2">H24</th> <th rowspan="2">H25</th> <th rowspan="2">H26</th> <th rowspan="2">H27</th> <th rowspan="2">H28～30</th> <th rowspan="2">H21～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業</td> <td>当初計画</td> <td>2,380</td> <td>2,301</td> <td>1,870</td> <td>1,835</td> <td>1,830</td> <td>1,825</td> <td>1,825</td> <td>1,825</td> <td>1,825/年</td> <td>18,786</td> </tr> <tr> <td></td> <td>追加補正</td> <td>-</td> <td>40</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0/年</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>H21.5経済対策</td> <td></td> <td>-</td> <td>526</td> <td>-</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10/年</td> <td>435</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち後年度事業前倒し</td> <td>-</td> <td>91</td> <td>-</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10/年</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>台風9号災害等関連</td> <td></td> <td>-</td> <td>43</td> <td>151</td> <td>144</td> <td>134</td> <td>104</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0/年</td> <td>576</td> </tr> <tr> <td>事業費総額</td> <td></td> <td>2,380</td> <td>2,830</td> <td>2,021</td> <td>1,965</td> <td>1,950</td> <td>1,915</td> <td>1,815</td> <td>1,815</td> <td>1,815/年</td> <td>19,757</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28～30	H21～30計	通常事業	当初計画	2,380	2,301	1,870	1,835	1,830	1,825	1,825	1,825	1,825/年	18,786		追加補正	-	40	-	-	-	-	-	-	0/年	40	H21.5経済対策		-	526	-	14	14	14	10	10	10/年	435		うち後年度事業前倒し	-	91	-	14	14	14	10	10	10/年	0	台風9号災害等関連		-	43	151	144	134	104	-	-	0/年	576	事業費総額		2,380	2,830	2,021	1,965	1,950	1,915	1,815	1,815	1,815/年	19,757
区 分	H20		H21		H22	H23							H24	H25	H26～30	H21～30計																																																																																																																																	
	当初	補正	当初	+																																																																																																																																													
旧フレーム	2,380	-	2,150	2,150	2,040	1,960	1,930	1,900	1,900/年	19,480																																																																																																																																							
前倒し	-	(4)79	151	230	40	55	30	5	5/年	0																																																																																																																																							
補助・単独の振替	-	-	0	0	0	0	0	0	0/年	0																																																																																																																																							
事業費総額	2,380	79	2,301	2,380	2,000	1,905	1,900	1,895	1,895/年	19,476																																																																																																																																							
区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28～30	H21～30計																																																																																																																																						
												通常事業	当初計画	2,380	2,301	1,870	1,835	1,830	1,825	1,825	1,825	1,825/年	18,786																																																																																																																										
	追加補正	-	40	-	-	-	-	-	-	0/年	40																																																																																																																																						
H21.5経済対策		-	526	-	14	14	14	10	10	10/年	435																																																																																																																																						
	うち後年度事業前倒し	-	91	-	14	14	14	10	10	10/年	0																																																																																																																																						
台風9号災害等関連		-	43	151	144	134	104	-	-	0/年	576																																																																																																																																						
事業費総額		2,380	2,830	2,021	1,965	1,950	1,915	1,815	1,815	1,815/年	19,757																																																																																																																																						
	<p>H20年度補正額欄( )書きは、県単独事業にかかるH21年度からの前倒し実施分(内書き)</p>	<p>1 災害復旧事業を除く                      2 H20、21の追加補正には、事業費の確定に伴う年間の増減を含めている</p>																																																																																																																																															

新行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 案																																																
<p>公 社 等 (P117)</p>	<p>(2) 給与の見直し 役員報酬の見直し 行財政構造改革の趣旨を踏まえ、平成20年4月から次の抑制措置を実施</p> <p>ア 理事長等の常勤の役員報酬の見直し ・給与の減額については、防災監の減額措置を基本とする（給料月額 7%減額、地域手当 2%引下げ、期末手当 3%減額）。</p> <p>[標準給料月額]</p> <p>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等 : 500,000円 465,000円 大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等 : 450,000円 418,000円 中小規模団体の専務理事・常務理事等 : 400,000円 372,000円 ・期末手当の役職に応じた加算の減額については1/2減額を行う。</p> <p>(参考) 役員報酬の見直し状況(年収額ベース) (単位:万円)</p> <table border="1" data-bbox="498 762 1567 1045"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14年度まで (A)</th> <th>H15-17年度</th> <th>H18-19年度</th> <th>H20年度- (B)</th> <th>(B) - (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>1,070</td> <td>1,009</td> <td>922</td> <td>819</td> <td>251 ( 23%)</td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>919</td> <td>878</td> <td>830</td> <td>737</td> <td>182 ( 20%)</td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>844</td> <td>803</td> <td>738</td> <td>655</td> <td>189 ( 22%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 非常勤監事 月額報酬を15%減額 [標準給料月額] 240,000円 204,000円</p>		H14年度まで (A)	H15-17年度	H18-19年度	H20年度- (B)	(B) - (A)	大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	1,070	1,009	922	819	251 ( 23%)	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	919	878	830	737	182 ( 20%)	中小規模団体の専務理事・常務理事等	844	803	738	655	189 ( 22%)	<p>(2) 給与の見直し 役員報酬の見直し 行財政構造改革の趣旨を踏まえ、平成20年4月から抑制措置を実施 これに加え、平成22年4月からは、理事長等の常勤役員の給料についてさらに見直し</p> <p>ア 理事長等の常勤の役員報酬の見直し ・給与の減額については、防災監の減額措置を基本とする（給料月額 7%減額、地域手当 2%引下げ、期末手当 3%減額）。</p> <p>・期末手当の役職に応じた加算の減額については1/2減額を行う。 ・平成22年4月から、給料について、県の再任用職員との均衡を考慮して見直しを行う。</p> <p>[標準給料月額] (H20.4~) (H22.4~)</p> <p>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等 : 500,000円 465,000円 460,000円 大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等 : 450,000円 418,000円 400,000円 中小規模団体の専務理事・常務理事等 : 400,000円 372,000円 360,000円</p> <p>(参考) 役員報酬の見直し状況(年収額ベース) (単位:万円)</p> <table border="1" data-bbox="1745 835 2843 1119"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14年度まで (A)</th> <th>H15-17年度</th> <th>H18-19年度</th> <th>H20-21年度 (B)</th> <th>(B) - (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>1,070</td> <td>1,009</td> <td>922</td> <td>819 [803]</td> <td>276 ( 26%)</td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>919</td> <td>878</td> <td>830</td> <td>737 [723]</td> <td>228 ( 25%)</td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>844</td> <td>803</td> <td>738</td> <td>655 [642]</td> <td>223 ( 26%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>H21年度: 県の特別職に準じて期末手当の 0.25月の引下げ(年間支給月数: 3.35 3.10月) [ ]は期末手当引下げ後の額</p> <p>イ 非常勤監事 月額報酬を15%減額 [標準給料月額] 240,000円 204,000円</p>		H14年度まで (A)	H15-17年度	H18-19年度	H20-21年度 (B)	(B) - (A)	大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	1,070	1,009	922	819 [803]	276 ( 26%)	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	919	878	830	737 [723]	228 ( 25%)	中小規模団体の専務理事・常務理事等	844	803	738	655 [642]	223 ( 26%)
	H14年度まで (A)	H15-17年度	H18-19年度	H20年度- (B)	(B) - (A)																																													
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	1,070	1,009	922	819	251 ( 23%)																																													
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	919	878	830	737	182 ( 20%)																																													
中小規模団体の専務理事・常務理事等	844	803	738	655	189 ( 22%)																																													
	H14年度まで (A)	H15-17年度	H18-19年度	H20-21年度 (B)	(B) - (A)																																													
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	1,070	1,009	922	819 [803]	276 ( 26%)																																													
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	919	878	830	737 [723]	228 ( 25%)																																													
中小規模団体の専務理事・常務理事等	844	803	738	655 [642]	223 ( 26%)																																													

新行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 案
<p>カ．課税自主権の活用 (P200)</p>	<p>1 法人県民税超過課税</p> <p>(1) 昭和49年以来、勤労者の福祉向上の観点から、地域での文化・スポーツ・レクリエーション（CSR）活動を促進し、勤労者のリフレッシュを通じた健全な雇用の確保を図るため、企業からの特別の負担として、法人県民税超過課税を実施してきた。</p> <p>(2) この財源を活用した施策は、勤労者の福利厚生等のための共同利用施設の整備として始まり、地域や生活の場でのCSR活動の必要性が増すなかで、身近な地域コミュニティにおけるスポーツ活動や交流活動への支援へと進展した。</p> <p>(3) 勤労者の福祉向上を目的としてきたこれまでの経緯を踏まえ、勤労者の仕事と生活の調和を推進する観点から、子育てと仕事の両立や勤労者の労働環境改善のための事業を重点的に推進するため、超過課税を延長する。</p> <p>勤労者の労働環境向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働環境対策事業</li> <li>・ひょうご仕事と生活センター（仮称）事業</li> <li>・育児休業代替助成事業</li> <li>・勤労者協同健康施設等整備事業</li> <li>子育てと仕事の両立支援</li> <li>・事業所内保育施設整備推進事業</li> <li>・駅前等分園保育推進事業</li> <li>・多子世帯保育料軽減事業</li> <li>・乳幼児子育て応援事業</li> <li>・認定子ども園整備等促進事業</li> <li>子育て世帯への支援</li> <li>・妊婦健康診査費助成事業</li> <li>・「こども医療費助成事業（仮称）」の創設</li> </ul> <p>(4) 今回延長する超過課税（第8期分）の内容</p> <p>税 率：法人税額の0.8%（標準税率5.0%）</p> <p>期 間：平成21年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度分</p> <p>対象法人：資本金または出資金額が1億円を超え、または、法人税額が年1,500万円を超える法人</p> <p>税収見込：95億円程度</p>	<p>1 法人県民税超過課税</p> <p>(1) 昭和49年以来、勤労者の福祉向上の観点から、地域での文化・スポーツ・レクリエーション（CSR）活動を促進し、勤労者のリフレッシュを通じた健全な雇用の確保を図るため、企業からの特別の負担として、法人県民税超過課税を実施してきた。</p> <p>(2) この財源を活用した施策は、勤労者の福利厚生等のための共同利用施設の整備として始まり、地域や生活の場でのCSR活動の必要性が増すなかで、身近な地域コミュニティにおけるスポーツ活動や交流活動への支援へと進展した。</p> <p>(3) 勤労者の福祉向上を目的としてきたこれまでの経緯を踏まえ、勤労者の仕事と生活の調和を推進する観点から、子育てと仕事の両立や勤労者の労働環境改善のための事業を重点的に推進するため、超過課税を延長する。</p> <p>(4) 第8期分超過課税の内容</p> <p>税 率：法人税額の0.8%（標準税率5.0%）</p> <p>期 間：平成21年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度分</p> <p>対象法人：資本金または出資金額が1億円を超え、または、法人税額が年1,500万円を超える法人</p> <p>税収見込：95億円程度</p> <p>活用事業</p> <p>ア 勤労者の労働環境向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働環境対策事業</li> <li>・ひょうご仕事と生活センター事業</li> <li>・育児・介護等離職者再雇用助成金</li> <li>・育児休業代替助成事業</li> <li>・勤労者協同健康施設等整備事業</li> </ul> <p>イ 子育てと仕事の両立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内保育施設整備推進事業</li> <li>・分園保育促進事業</li> <li>・多子世帯保育料軽減事業</li> <li>・乳幼児子育て応援事業</li> <li>・認定子ども園整備等促進事業</li> </ul> <p>ウ 子育て世帯への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査費助成事業</li> <li>・こども医療費助成事業</li> <li>・小児細菌性髄膜炎予防接種支援事業</li> </ul>

新行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 案
<p>キ．地方税財源の充実強化 (P201)</p>	<p>国への働きかけ等の取組み</p> <p>中央集権システムからの転換を図り、地方分権型社会の確立を目指す第二期地方分権改革に向け、全国知事会等との緊密な連携のもと、次のとおり国への働きかけを強化するとともに、地方公共団体からの具体的な提案を積極的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国と地方の税源配分と最終支出の間の大きな乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合った地方税を確保できるよう、より一層の税源移譲を進め、まずは、国と地方の税源配分を5：5にすべき。</li> <li>・ 税源移譲を進めるにあたっては、税の地域間偏在の是正が極めて重要な課題であることから、地方消費税の充実などにより偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すべき。</li> <li>・ 地方交付税総額が抑制される中で国の制度創設に伴う新たな交付税措置が増加。今や地方交付税は、国の施策実施を担保するものになっている。地方の行財政運営は極めて厳しい状況に陥っており、三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税総額を復元・充実すべき。</li> <li>・ 「基本方針2006」により固定化された地方歳出の水準に固執せずこれを見直し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げるべき。 併せて、地域振興のための対策を強化するなどにより、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実すべき。</li> <li>・ 地方交付税が地方の自主財源であることを明確化するため、国の一般会計を通さず、特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」の導入実現を目指すべき。</li> </ul>	<p>国への働きかけ等の取組み</p> <p>全国知事会等との緊密な連携のもと、次のとおり国への働きかけを強化するとともに、地方公共団体からの具体的な提案を積極的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国と地方の税源配分と最終支出の間の大きな乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合った地方税を確保できるよう、より一層の税源移譲を進め、まずは、国と地方の税源配分を5：5にすべき。</li> <li>・ 税源移譲を進めるにあたっては、税の地域間偏在の是正が極めて重要な課題であることから、地方消費税の充実などにより偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すべき。</li> <li>・ 地方交付税総額が抑制される中で国の制度創設に伴う新たな交付税措置が増加。今や地方交付税は、国の施策実施を担保するものになっている。地方の行財政運営は極めて厳しい状況に陥っており、三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税総額を復元・充実すべき。</li> <li>・ 「基本方針2006」により固定化された地方歳出の水準に固執せずこれを見直し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げるべき。 併せて、地域振興のための対策を強化するなどにより、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実すべき。</li> <li>・ 地方交付税が地方の自主財源であることを明確化するため、国の一般会計を通さず、特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」の導入実現を目指すべき。</li> <li>・ 直轄事業負担金について、整備費に係る地方負担分を含めた直轄負担金制度の全廃に向け、制度のあり方について協議を進めるべき。</li> <li>・ 一括交付金の創設にあたっては、地方交付税も含めた事業費全体に係る総額を確保し、地方の自由度を高めるべき。</li> <li>・ 国と地方の協議の場について、地方税制の改正、地方財政対策、地方負担を伴う制度の創設等にあたって、地方の意見が適切に反映できるよう制度設計すべき。</li> </ul>